

会 議 録

| | | |
|-----------------|--|------------------------------|
| <p>会議名称</p> | <p>平成26年度第1回 大空町特別職報酬等審議会</p> | |
| <p>開催日時</p> | <p>27年3月30日(月)</p> | <p>10時00分から 11時30分まで</p> |
| <p>開催場所</p> | <p>大空町東藻琴総合支所2階委員会室</p> | |
| <p>出席者の氏名</p> | <p>【大空町特別職報酬等審議会】 鈴木武昭会長、菅野博正職務代理、鈴木康悦委員、辻明彦委員、熊谷俊範委員、水野正義委員、皆川正人委員 【大空町】 山下英二町長、菊地教男総合支所長、松川一正総務課総務グループ主幹</p> | |
| <p>傍聴者の数</p> | <p>傍聴者なし</p> | |
| <p>会議資料の名称</p> | <p>●大空町特別職報酬等審議会議案 ●資料【資料No.1～9】</p> | |
| <p>審議内容及び結果</p> | <p>別紙「大空町特別職報酬等審議会審議記録」のとおり</p> | |

大空町特別職報酬等審議会審議記録

- 1 日 時 平成27年3月30日（月）
午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 場 所 東藻琴総合支所委員会室
- 3 出席委員 鈴木武昭、鈴木康悦、菅野博正、辻 明彦、熊谷俊範、
水野正義、皆川正人
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局 山下町長、菊地総合支所長、松川総務課主幹

6 審議概要

- (1) 開会 午前10時00分
- (2) 委嘱状交付
- (3) 町長挨拶

本来、もう少し早い時期に開催すべきところ、暴風雪等の対応により、準備ができず、このような時期となってしまったことをお詫び申し上げたい。特別職報酬の見直しについては、4年間の任期の中で、1回検討をいただいているところ。その中で、議会議員の報酬のあり方について、現状のままで良いのか疑問に感じている。自営の職の方でなければ議員になれない報酬の現状など、当然町民に開かれた議会であるため町としても定例会等の土日開催や夜間議会など、考えていかなければならないが、議員報酬の額についても今一度きちんと検討していかなければならないものと考えている。本日の審議会で結論付けるところまではいかないかもしれないが、委員の皆様にも本日の付議論の中で考えてみてほしい。

- (4) 委員紹介
- (5) 会長の互選

事務局： 大空町特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、委員の皆様との互選により会長を選任したいと思います。ご意見をお伺いします。

鈴木康悦委員： 事務局に腹案があれば提案いただきたい。

事務局： 事務局といたしましては、前回平成23年11月に開催した審議会の際にも会長として議事進行いただいた鈴木武昭社会福祉協議会会長をお願いしたいと考えている。

【異議なし】

事務局： 異議なしということであるので、鈴木武昭委員を会長として選任させていただくこととなりました。

それでは、会長が選任されましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。

会長： スムーズな進行にご協力をお願いしたい。

事務局： 会長が選任されましたので、これよりの進行は会長が行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

(6) 職務代理の指定

会長： 大空町特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長の職務を代理する者を会長が指定することとなっておりますので、菅野委員に会長職務代理を指定させていただきます。

菅野委員、よろしく願いいたします。

(7) 諮問

会長： 本審議会は、大空町特別職報酬等審議会条例第1条により、町長の諮問に応じて審議を行うこととなっておりますので、町長から諮問をお願いいたします。

町長： 《諮問書読み上げ・諮問書を会長へ渡す》

(8) 審議

会長： ただいま、町長から諮問された大空町特別職の報酬等について、審議を行います。

なお、町長におかれましては、審議が終了するまで退席されます。

《町長退席》

それでは、事務局から審議事項及び資料の説明をお願いします。

事務局： 特別職の報酬額等の見直しにつきましては、ただ今町長が諮問した内容のとおりであります。平成23年11月15日に答申をいただいてから年数も経過しており、現状の報酬等が適正であるか、改めてご検討いただきたいと思っております。

また、非常勤特別職の各種委員会委員の報酬についても、同様に現状の報酬が適正であるかご検討いただきたいと思っております。

見直しの方針としては、町長をはじめとする三役と議会

議員の報酬等については、管内町村との均衡、本町の財政状況、更に近年の人事院勧告等の動向を踏まえご検討いただければと思います。

その他の、各種委員会委員につきましては、管内町村との均衡、活動実績等を踏まえ、ご検討いただければと思います。

本町の財政状況につきましては、資料編の15ページの資料No.6をご覧ください。大空町の財政状況は、平成22年度と比較して、人件費が2億2,336万円、地方債残高が14億7,470万円減少する一方、基金残高は17億3,665万円増加したことから、財政の硬直化を示す経常収支比率は0.3%、負債による財政負担を示す実質公債費比率は3.4%、将来負担比率は58.7%改善し、政策的経費に使える財源が増加するなど、財政が改善してきております。

しかしながら、経常収支比率は全道平均(87.3%)を下回っているものの、オホーツク総合振興局管内の町村中では斜里町に次いで2番目に高く、また将来負担比率は全道平均(65.9%)を大幅に下回っているものの、実質公債費比率については全道平均(10.0%)を上回り、依然として高水準で推移していることから、引続き財政健全化に向けた取り組みを行っていく必要があります。

人件費については、大空町定員適正化計画に基づく職員数の減少、議会議員の定数削減等により、平成22年度と比較しても2億円ほど減少しています。地方債残高も年々減少し、基金も増加し、各比率も改善傾向にあります。合併後10年を経過することから、地方交付税の特例算定期間が終了するなど、今後の財政状況については楽観視できないところであります。

大空町職員の給与改定実績【人事院勧告等】については、資料編の17ページ、資料No.7をご覧ください。平成22年度から掲載してありますが、景気低迷により民間給与が減少している状況から平成22・23年度、給料表の引下げが実施されております。また、平成25年度は東日本大震災復興支援に係る国家公務員の給与の削減に伴う措置として、特別職を含む職員の給料・手当を削減しております。

しかしながら、平成26年度はアベノミクス効果なのか、

民間給与の上昇を反映して数年ぶりの給料及び手当の引上げが行われましたが、年齢上位者の給料が民間よりも高い状況にあるということから、平成27年4月1日より3級以上の職員の給料が最大4パーセント引き下げられたところであります。

議案書1ページをお開きください。特別職の給料の現行額、議会議員の報酬の現行額そして非常勤特別職であります農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、2ページ目になりますが、交通指導委員、その他の委員会等の現行額について掲載しております。

なお、その他の委員の内訳については、表の下に記載しているとおおり29の委員会等があります。

資料1をご覧ください。町長、副町長、教育長、議会関係の管内の状況です。大空町の人口規模は、平成22年の国勢調査及び平成26年6月30日現在の住民基本台帳人口で共にオホーツク管内で5番目に位置しています。給与の特例措置を含め、副町長は管内町村中4番目、教育長は3番目ですが、人口規模からみても近隣町村との均衡は図られており、据え置きでどうかと考えております。また、町長の給料につきましては、初当選の際の公約により、現在の給料額に引き下げており、本年度の人事院勧告において、平成27年4月1日以降の一般職員給料が減額となることから、据え置きとしてはどうかと考えております。

続きまして、議会議員についてであります。議長は管内4番目、副議長及び各委員長は管内6番目、議員は8番目と、人口規模から見ると概ね均衡は図られているものと考え、据え置きで良いのではないかと考えております。しかしながら、議員の報酬額が平均を下回っていること、資料3にあります大空町議会議員の活動状況、また資料4-1から4-4にあるような地方議会の置かれている状況等も鑑みて、今後改めて議員報酬額について検討していかねなければならないのではないかと考えているところでもあります。

次に資料2をお開きください。農業委員については、前回平成23年11月15日に開催した審議会において、支給方法を年額から月額に改め、かつ報酬額についても近隣と

の均衡を考慮して増額とした経過があります。現状においても、近隣との均衡が図られていることから、据え置きとしてはどうかと考えております。

次に教育委員についてであります。近隣との均衡が図られていることから、据え置きとしてはどうかと考えております。

次に監査委員ですが、識見を有する者については、ほぼ平均となっておりますが、議会選出委員は管内平均を2,140円下回っております。監査委員におきましては、町の財政健全化の推進に重要な役割を担っていただいているところではありますが、人事院勧告の状況等も踏まえて据え置きとしてはどうかと考えております。

次に選挙管理委員ですが、管内平均を上回っていますが、報酬の規定において、4時間未満の会議の場合は6割支給とし、委員長4,800円、委員4,500円としていることから、据え置きで良いのではないかと考えています。

次に固定資産評価審査委員ですが、選挙管理委員と同様、管内平均を上回っていますが、4時間未満の会議がほとんどであり、6割支給としていることから、据え置きで良いのではないかと考えています。

次に交通指導員ですが、管内では日額支給と年額支給のケースがあり、年額支給としている町村の中では最高額となっております。本町の場合、資料5、10ページ下段にあります。イベント等による出役回数も多く、人員確保の面からも据え置きとしたいと考えております。また、年額支給についても、勤務実績のない月が存在することや、出役回数が多く支払い事務が煩雑となることから、現行どおり年額支給でどうかと考えております。

その他の委員等につきましては、管内平均を上回っていますが、ほとんどの会議が4時間以内で、6割支給であることから、据え置きとしたいと考えております。

説明につきましては、以上です。ご審議、よろしく願います。

会長： ただ今事務局から説明がありました。質問があれば伺います。

菅野委員： 非常勤特別職公務員の報酬額について、大空町は4時間

未満の会議については6割支給としているとのことであるが、他の自治体でも同じような措置をとっているところはあるか。

事務局： 北見市、津別町、清里町、小清水町等で3時間又は4時間以内の会議であれば半額支給としているところもある一方で、網走市等満額支給としているところもある。

皆川委員： 一般の議員報酬及び議会選出の監査委員の報酬が管内平均を下回っているにもかかわらず、現行どおり据え置きたいというのはどういう理由か。

事務局： 一般の議員報酬及び議会選出監査委員については、いずれも管内平均を下回っているところであるが、その差額が一般議員では1,433円、議会選出監査委員では2,140円で、前回平成23年の特別職報酬等審議会においても同じであり、また管内的にはちょうど中位であることもあり、現行据え置きでどうかと考えたところである。

会長： 他に質問がないようであれば、議案1ページの審議事項の項目ごとに審議を行います。まず、1項目目の特別職（常勤者）の給料についてですが、ご意見を伺います。

鈴木委員： 管内町村との均衡が概ね図られており、現行のまま据え置きで良いのではないかと思う。

《意見集約》

それでは、1項目目の特別職（常勤者）の給料については、現行額に据え置くこととすることで答申としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

続きまして、2項目目の議会議員の報酬額について審議を行います。ご意見を伺います。

水野委員： 議員報酬の状況について、近年削減が行われてきているが、大空町の状況はどのようになっていたのか。

事務局： 大空町においては、平成18年に合併し平成22年の議会の改選時から議員定数を18名から12名に、議員報酬についても削減を行ってきた経過にある。

皆川委員： 一般議員の報酬額については、平均額くらいまでは増額と

なるよう、今後検討していくことを付帯意見として付記して
いただきたい。

会 長： 答申書に議員報酬額の検討に関し、付帯意見を付記するこ
ととしてよろしいか。

《異議なし》

《意見集約》

それでは、2項目目の議会議員の報酬額については、現行額に据え置くこと
とし、付帯意見として議会議員の報酬額については今後検討を行うことが必要
である旨を付し、答申としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

最後に、3項目目の非常勤特別職（各種委員会委員）の報酬額等について審
議を行います。ご意見を伺います。

鈴木委員： 議会選出の監査委員が管内平均より低い状況ではあるが、
議会議員の報酬額と別に監査委員報酬があるのであるから、
現行のまま据え置くこととし、その他の委員報酬についても
現行額で良いのではないか。

《意見集約》

それでは、3項目目の非常勤特別職（各種委員会委員）の報酬額等につい
は、現行額に据え置くこととすることで答申としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

以上ですべての審議は終了しました。事務局から何かありませんか。

事 務 局： 特にありません。
最後に、全体をとおして皆様から質問やご意見等ございますか。

《質問・意見・他になし》

それでは、以上の内容で答申書を作成しますので、皆様におかれましては少
しの間休憩願います。

《休憩》

《事務局答申書作成》

答申書を読み上げますので、委員皆様の確認をお願いいたします。

《事務局により答申書を読み上げ》

以上の内容で、よろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、町長へ答申を行います。

《答申書読み上げ》

1 特別職（常勤者）の給料の額について

特別職（常勤者）の給料の額については、管内の状況、大空町の財政の状況、人事院勧告の状況を踏まえ、現行額に据え置くことが適当である。

2 大空町議会議員の報酬の額について

大空町議会議員の報酬の額については、管内の状況、大空町の財政の状況を踏まえ、現行額に据え置くことが適当である。

ただし、今後議員活動を活発化させていくため必要な報酬額について、検証を行っていく必要がある。

3 非常勤特別職（各種委員会委員）の報酬の額について

非常勤特別職である農業委員会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、交通指導員、その他の委員会等については、管内の状況を踏まえ、現行額据え置きが適当である。

読み上げ後、町長へ渡す。

《謝辞》

町長： 長時間にわたり、ご審議いただいたことに対し感謝申し上げます。

議員報酬の額につきましては、引き続きご検討いただく
ということであるので、ご苦勞をおかけいたしますが、よ
ろしくお願ひしたい。

《会長挨拶》

以上をもちまして、大空町特別職報酬等審議会を閉会します。
皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。